

制度概要

長崎県再生支援資金保証（略称：県再生支援）		
目 的	厳しい経営状況にあるが、経営改善計画を策定し事業の再生に真面目に努力している県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。</p> <p>①長崎県中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画を策定した者。</p> <p>②厳しい経営状況(2期連続赤字決算、債務超過等)にはあるが、再建計画を策定し、経営改善に努力している者であって取扱金融機関の推薦を得た者。</p> <p>③経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した者であって、商工会議所又は商工会の推薦を得た者。</p> <p>④がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け、経営再建を行う者。</p>	
対象資金	事業再生に必要な運転資金、設備資金 ※運転資金には、既存借入金の借換資金を含む。	
保証条件	貸付限度額	5,000万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 2年以内)
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	原則として、証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.80%以内
保証料率	基準料率	<p>①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.45%～1.90%</p> <p>②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80%</p> <p>③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75%</p>
	適用料率	<p>①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。</p> <p>②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。</p>
	保証料補助	県が年0.40%の補助を行う。
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、 長崎県医師信用組合	
申込時 添付書類	<p>①保証の対象①に該当する者は、長崎県中小企業再生支援協議会が策定した再生計画書(写)</p> <p>②保証の対象②に該当する者は、経営改善計画書(写)及び取扱金融機関の推薦書</p> <p>③保証の対象③に該当する者は、経営改善計画書(写)及び商工会議所又は商工会の推薦書</p> <p>④セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市町長の認定書</p> <p>⑤県税の納税証明書(未納がない旨のもの)</p> <p>⑥その他保証協会が必要とする書類</p>	
留意事項	セーフティネット保証5号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、保証金額1,250万円以下、期間1年以内、平成30年4月1日以降保証申込受付した保証を除く。	
実施日	平成19年4月1日 創設 令和 3年 4月 1日 最終改正	